

保護者のみなさんへ

京都市立朱雀第八小学校

校長 小田木 あけみ

台風等，気象警報発令に対する非常措置についてのお知らせ

先日来よりの大雨や本日早朝における大雨では，天神川（紙屋川）の水位も上昇し水害の発生が心配されました。幸い，雨もやみ，水位も下がり安堵いたしました。今後，本校においては，台風により京都市（※テレビやラジオにおいては，「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び朱雀第八学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には，下記のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は，「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動を取ることを優先し，登校を見合わせ，自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在，特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合，「暴風警報」が解除されるまでは，登校を見合わせ，自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在，警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報，洪水警報等が発表された場合

気象状況により，大雨警報，洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合，教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には，学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので，ご確認をお願いします。

（特に，全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4 水害の避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

朱雀第八学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には，暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

0 -

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合， もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

直ちに臨時休校としたうえで，下校の安全が確認できるまで，学校に留め置くこととし，その後，6月15日付でお伝えしている「非常時の措置」どおり対応いたしますが，不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上，お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。